

株式会社マクロミル 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条

当社は、株式会社マクロミルと称し、英文ではMACROMILL, INC. と表示する。

(目 的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業
- (2) マーケティングに関するリサーチ及びコンサルティング業務
- (3) インターネットを利用した情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 新商品開発計画・企画・立案及び販売調査の受託
- (5) 広告代理業
- (6) ソフトウェア業
- (7) 情報処理システムの開発及び運用
- (8) 情報通信システムの研究開発、設計及び運用
- (9) 情報通信システムに関するコンサルティング業務
- (10) インターネットを利用した広告宣伝及びそのコンサルティング業務
- (11) インターネットのホームページの制作及び販売
- (12) コンピュータ及びその周辺機器の開発及び販売
- (13) インターネットを利用した通信販売業務
- (14) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条

当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公

告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、151,435,200株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け
る権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた執行役兼務の取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会長及び取締役副会長)

第21条

当社は、取締役会の決議により、取締役会長1名及び取締役副会長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項に定める取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第27条

取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の

定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 委員会

(選定方法)

第29条

指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(決議の方法)

第30条

各委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数の決議をもってこれを行う。

(委員会規程)

第31条

各委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める各委員会規程による。

第6章 執行役

(員数)

第32条

当社の執行役は、1名以上とする。

(選任方法)

第33条

執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第34条

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条

- 当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。
- 2 取締役会は執行役の中から、執行役社長1名、執行役副社長その他の役付執行役若干名を定めることができる。

(報酬等)

第36条

- 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。
- 2 執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねるときは、当該兼務に係る報酬等についても前項と同様とする。

(執行役の責任免除)

第37条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(執行役に関する事項)

第38条

執行役に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定めるところによる。

第7章 会計監査人

(選任)

第39条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条

会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条

当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第45条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

- 1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

2013年11月25日 制定
2016年 6月30日 改定
2016年 9月28日 改定
2016年 9月30日 改定
2022年 9月28日 改定